

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 業務</p> <p>〔第一款〕第三款 [略]</p> <p>第四款 電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第百四十六条の二）</p> <p>〔第五款〕第七款 [略]</p> <p>〔第三節〕第七節 [略]</p> <p>〔第三章〕第六章 [略]</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第一節 [同上]</p> <p>第二節 [同上]</p> <p>〔第一款〕第三款 [同上]</p> <p>第四款 電子募集取扱業務に関する特則（第百四十六条の二）</p> <p>〔第五款〕第七款 [同上]</p> <p>〔第三節〕第七節 [同上]</p> <p>〔第三章〕第六章 [同上]</p> <p>附則</p>

(定義)

第一条 「略」

2 「略」

3 この府令(第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九條第十号、第二百一號第二十四号、第二百二號第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

「号を削る。」

二 「略」

「三十二 略」

十二の二 第一種少額電子募集取扱業者 法第二十九條の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三 第一種少額電子募集取扱業務 法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四 「略」

十二の五 第二種少額電子募集取扱業務 法第二十九條の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

「十二の六 五十 略」

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(定義)

第一条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 出資対象事業 法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。

二の二 「同上」

「三十二 同上」

十二の二 第一種少額電子募集取扱業者 法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三 第一種少額電子募集取扱業務 法第二十九條の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四 「同上」

十二の五 第二種少額電子募集取扱業務 法第二十九條の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

「十二の六 五十 同上」

4 「同上」

「一〇十一 略」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に
関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法
第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。第十六条の
四第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六
条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認めら
れるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員
（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）
若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の
取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のう
ち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定め
あるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。
「十三〇二十 略」

（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第六条の二 「略」

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六 不動産信託受益権等売買等業務（宅地（宅地建物取引業法（昭
和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう

「一〇十一 同上」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に
関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法
第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。第十六条の
五の二第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十
六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認
められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の
役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む
。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その
他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報
のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定
めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。
「十三〇二十 同上」

（情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法）

第六条の二 「同上」

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 同上」

六 不動産信託受益権等売買等業務（宅地（宅地建物取引業法（昭
和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう

。以下同じ。)若しくは建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利(以下「不動産信託受益権」という。)又は組合契約、匿名組合契約若しくは投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項各号及び第二百二十五条の二を除き、以下同じ。)が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものの売買その他の取引に係る業務をいう。以下同じ。)を行う場合には、その旨

〔七〇九 略〕

九の二 法第二十九条の二第一項第六号(法第二十九条の四の二第一項及び第二十九条の四の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する場合にあつては、取り扱う有価証券の種類(当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。)

九の三 電子申込型電子募集業務(第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集業務をいう。次条第十号イ(2)及び第四十四条第十号の三において同じ。)又は電子申込型電子募集取扱業務(同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。次条第十号ロ(4)及び第四十四条第十号の三において同じ。)を行う場合にあつては、その旨

〔十〇十二 略〕

(業務の内容及び方法)

。以下同じ。)若しくは建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利(以下「不動産信託受益権」という。)又は組合契約、匿名組合契約若しくは投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものの売買その他の取引に係る業務をいう。以下同じ。)を行う場合には、その旨

〔七〇九 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔十〇十二 同上〕

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇九 略」

十 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 電子募集業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合 次に掲げる事項

(1) 取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。）

(2) 電子申込型電子募集業務を行う場合には、その旨

ロ 電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合 次に掲げる事項

(1) 取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。）

(2) 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。）

(3) 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨

(4) 電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、その旨

「十一・十二 略」

第八条 「同上」

「一〇九 同上」

十 電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項

イ 取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。）

ロ 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。）

ハ 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨

ニ 電子申込型電子募集取扱業務（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。第四百九十九条第一号ハ及び第五百十条第一号ハにおいて同じ。）を行う場合には、その旨

「十一・十二 同上」

「条を削る。」

(第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表)

第十六条の二 第一種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の

二第八項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称（当該第一種少額電子募集取扱業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加入していない場合にあつては、その旨）

三 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

3 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定めるものは、第一種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の二 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第三号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

2 「略」

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

2 「同上」

（第二種少額電子募集取扱業者による商号等の公表）

「条を削る。」

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等)

第十六条の三 [略]

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の四 [略]

第十六条の四 第二種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の第三項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとつて見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称(当該第二種少額電子募集取扱業者が行う第二種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)を行う者を主要な協会員又は会員とするもの)に加入していない場合にあつては、その旨)

3 法第二十九条の四の第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等)

第十六条の五 [同上]

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五の二 [同上]

第十六条の五・第十六条の六 「略」

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一〕三 略〕

四 法第二十九条の二第一項第十一号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔五〕九 略〕

〔2・3 略〕

(変更登録の申請)

第二十二条 「略」

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集業務及び電子募集取扱業務、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項

第十六条の六・第十六条の七 「同上」

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 法第二十九条の二第一項第十号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔五〕九 同上〕

〔2・3 同上〕

(変更登録の申請)

第二十二条 「同上」

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集取扱業務、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項第八号及び第九号

第八号及び第九号に規定する行為に係る業務を含む。)に係るものに限る。)を添付しなければならない。

「一〇三 略」

3 「略」

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十 略」

十の二 法第三十三条の三第一項第五号に規定する場合にあつては、取り扱う有価証券の種類(当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあつては、その旨を含む。)

十の三 電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨

「十一〇十三 略」

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇五 略」

六 法第三十三条の二各号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる事項

「一〇〇へ 略」

に規定する行為に係る業務を含む。)に係るものに限る。)を添付しなければならない。

「一〇三 同上」

3 「同上」

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「十一〇十三 同上」

(業務の内容及び方法)

第四十五条 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

「一〇〇へ 同上」

ト 第七条第十一号に規定する業務を行う場合には、法第四十三
条の二及び第四十三條の三の規定による管理の方法

〔七〇十 略〕

十一 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定
める事項

イ 電子募集業務を行う場合 第八条第十号イ(1)及び(2)に掲げる
事項

ロ 電子募集取扱業務を行う場合 第八条第十号ロ(1)及び(4)に掲
げる事項

〔十二〇十六 略〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三條の六第一項の規定により届出を行う登録金
融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出
書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面
及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該
各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければ
ならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定
める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第三十三條の三第一項第八号に掲げる事項について変更があ
った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該
変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔号の細分を加える。〕

〔七〇十 同上〕

十一 電子募集取扱業務を行う場合には、第八条第十号イ及びロに
掲げる事項

〔十二〇十六 同上〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第三十三條の三第一項第七号に掲げる事項について変更があ
った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該
変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔四〕十 略

〔2〕・3 略

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 〔略〕

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

(1) 有価証券(5)に掲げるもの並びに(6)及び(8)に掲げるものに該当するものを除く。()

〔2〕～(5) 略

(6) 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

〔7〕・(8) 略

ハ 〔略〕

〔二〕～四 略

〔2〕・3 略

〔四〕十 同上

〔2〕・3 同上

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第六十二条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 有価証券(5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)並びに(8)に掲げるものに該当するものを除く。()

〔2〕～(5) 同上

(6) 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

〔7〕・(8) 同上

ハ 〔同上〕

〔二〕～四 同上

〔2〕・3 同上

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 「略」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等(電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の二各号に掲げる方法により法第二十八条第八号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。)が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等

において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 「同上」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等(電子募集取扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二十八条第八号に掲げる行為(法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。))について行う場合に限る。)を業として行う者に限る。第二号において同じ。)が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 「同上」

二 法第三十六条の二第一項の規定により同項の標識に表示されるべき事項(金融商品取引業者等が電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合であつて、金融商品取引業協会(当該金融商品取引業者等が行う業務(当該電子申込型電子募集取扱業務等に係るものに限る。))を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。))に加入していない場合にあつては、その旨を含む。)に関し、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供するための措置がとられていること。

三 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使

況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額（次号及び第四号並びに第八十三条第一項第六号ロ及びハにおいて「目標募集額」という。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置がとられていること。

三 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

四 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第六号及び第八十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

途その他電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額（次号及び第五号並びに第八十三条第一項第六号ロ及びハにおいて「目標募集額」という。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置がとられていること。

四 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

五 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第七号及び第八十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

五 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

六 発行者が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること。

七 第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置（第十六条の二各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられて

六 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

七 発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること。

八 第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置（第十六条の三各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられて

いること。

3 前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集業務等」とは、電子申込型電子募集業務（電子募集業務（適格機関投資家等特別業務又は海外投資家等特別業務に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げる方法により当該電子募集業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。）及び当該電子申込型電子募集業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為をいい、前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての同条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の

いること。

3 前項第二号から第七号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方（以下この項において「顧客」という。）に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下この項において同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の

手方の申込みに関する事項を記録する方法

二 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該相手方の申込みに関する事項を記録する方法

〔4〕7 略〕

8〕 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（貸付事業等

権利（法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事業等権利をいう。以下同じ。）についての法第二条第八項第一号若しくは第二号に掲げる行為、同項第七号に掲げる行為（法第六十三条第一項第一号又は第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為に該当するものを除く。）又は同項第八号若しくは第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、これらの行為に係る業務において取り扱う貸付事業等権利について、当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の定めがあることを確保するための措置がとられていることとする。

一 当該貸付事業等権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。次号及び第二百二十五条の二において同じ。）を行う者（当該出資対象事業に係る業務

申込みに関する事項を記録する方法

二 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

〔4〕7 同上〕

〔項を加える。〕

を執行する者を含む。同号及び同条において同じ。）は、当該貸付事業等権利を有する者のため忠実に当該出資対象事業を行わなければならないこと。

二 当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者は、当該貸付事業等権利を有する者に対し、善良な管理者の注意をもって当該出資対象事業を行わなければならないこと。

(金融商品関連業務の範囲)

第七十条の三 法第三十六条第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一 特定金融商品取引業者等（法第三十六条第二項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が令第十五条の二十七第一号に掲げる者である場合 次のイ及びロに掲げる業務

イ 〔略〕

ロ 法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務（当該特定金融商品取引業者等の子金融機関等（法第三十六条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下同じ。）が行う当該業務に相当する業務を含む。）

二 〔略〕

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第七十条の四 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業

(金融商品関連業務の範囲)

第七十条の三 法第三十六条第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一 特定金融商品取引業者等（法第三十六条第三項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が令第十五条の二十七第一号に掲げる者である場合 次のイ及びロに掲げる業務

イ 〔同上〕

ロ 法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務（当該特定金融商品取引業者等の子金融機関等（法第三十六条第五項に規定する子金融機関等をいう。以下同じ。）が行う当該業務に相当する業務を含む。）

二 〔同上〕

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第七十条の四 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業

者等又はその親金融機関等（法第三十六条第三項に規定する親金融機関等をいう。以下同じ。）若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（同条第一項に規定する金融商品関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

「2・3 略」

（揭示すべき標識の様式等）

第七十一条 「略」

2|| 金融商品取引業者等は、法第三十六条の二第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 法第三十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引業者又は登録金融機関である旨
- 二 金融商品取引業者である場合には、金融商品取引業の種別（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業の種別をいう。）

三 登録番号

四 加入している金融商品取引業協会の名称

五 第一種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項

者等又はその親金融機関等（法第三十六条第四項に規定する親金融機関等をいう。以下同じ。）若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（同条第二項に規定する金融商品関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

（揭示すべき標識の様式）

第七十一条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

イ その旨

ロ 当該第一種少額電子募集取扱業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨

ハ 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

六 第二種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項イ その旨

ロ 当該第二種少額電子募集取扱業者が行う第二種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨

七 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者である場合には、その旨

4|| 法第三十六条の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 そのウェブサイトがない場合

（契約締結前交付書面の記載方法）

「項を加える。」

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

〔一・二 略〕

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集業務等（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集業務等をいう。以下同じ。）

又は電子申込型電子募集取扱業務等（同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号へ及びトに掲げる事項

四 「略」

3 「略」

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

第七十九条 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集取扱業務等（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号へ及びトに掲げる事項

四 「同上」

3 「同上」

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

〔一〇五 略〕

六 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る取引に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項

〔イ〇二 略〕

ホ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ 顧客（特定投資家を除く。）が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト 〔略〕

〔七・八 略〕

〔2・3 略〕

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する

〔一〇五 同上〕

六 電子申込型電子募集取扱業務等の場合にあっては、次に掲げる事項

〔イ〇二 同上〕

ホ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト 〔同上〕

〔七・八 同上〕

〔2・3 同上〕

（禁止行為）

第一百七十七条 〔同上〕

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七

目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

〔イ〕ニ 略〕

〔二〕五十 略〕

〔2〕56 略〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

〔一〕十七 略〕

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面若しくは電磁的記録による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（へ及びトに掲

号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

〔イ〕ニ 同上〕

〔二〕五十 同上〕

〔2〕56 同上〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 〔同上〕

〔一〕十七 同上〕

十八 〔同上〕

げるもの以外のものであって、当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

〔イ〜ハ 略〕

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定(法第三十六条第一項、銀行法第十三条の三の二第一項(長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の十第一項若しくは第十一条の三十一第一項、水産業協同組合法第十一条の十六第一項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))若しくは第十五条の十六第一項(同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。)

を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

〔ホ〜ト 略〕

〔十九〜三十六 略〕

〔イ〜ハ 同上〕

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定(法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項(長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の十第一項若しくは第十一条の三十一第一項、水産業協同組合法第十一条の十六第一項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))若しくは第十五条の十六第一項(同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。)

を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

〔ホ〜ト 同上〕

〔十九〜三十六 同上〕

「2」16 略

(最良執行方針等)

第二百二十四条 「略」

2 「略」

3 法第四十条の二第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法をいづれも行う方法により行わなければならない。

一 金融商品取引業者等の本店等において最良執行方針等(法第四十条の二第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下この条において同じ。)を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二 金融商品取引業者等がその営業所、事務所その他の場所(その本店等を除く。以下この項において「営業所等」という。)において有価証券等取引(法第四十条の二第一項に規定する有価証券等取引をいう。第六項第一号において同じ。)に関する顧客の注文(以下この項において「顧客の注文」という。)を受ける場合にあつては、顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

三 最良執行方針等を金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法(次に掲げる場合のいづれにも該当する場合を除く。)

イ 次に掲げる場合

(1) 金融商品取引業者等の常時使用する従業員の数が二十人

「2」16 同上

(最良執行方針等)

第二百二十四条 「同上」

2 「同上」

3 金融商品取引業者等は、法第四十条の二第二項の規定に基づき、その本店等において最良執行方針等(同条第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下この条において同じ。)を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法により、公表しなければならない。

一 金融商品取引業者等が、その営業所、事務所その他の場所(その本店等を除く。以下この号において「営業所等」という。)において有価証券等取引(法第四十条の二第一項に規定する有価証券等取引をいう。第六項第一号において同じ。)に関する顧客の注文(以下この項において「顧客の注文」という。)を受ける場合、顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二 金融商品取引業者等が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと(以下この号において「自動送信」という。)

()により顧客の注文を受ける場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 最良執行方針等を自動送信し、又は顧客の求め

下である場合

(2) 金融商品取引業者等のウェブサイトがない場合

ロ 金融商品取引業者等が、電子情報処理組織を使用する方法により顧客の注文（その本店等又は営業所等に現にいる顧客から受けるものを除く。）を受けない場合

〔4～7 略〕

（出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されているもの）

第百二十五条の二 法第四十条の三の三に規定する内閣府令で定めるものは、当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者に対し、同条に規定する契約その他の法律行為により、当該貸付事業等権利を有する者に対して当該出資対象事業の状況について定期的に適切な情報を提供することが義務付けられているものとする。

（一般投資家に含まれない者）

第百二十五条の二 〔略〕

第四款 電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則

第百四十六条の二 金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

に依りて郵便若しくはファクシミリ装置を利用して送信する方法

〔4～7 同上〕

〔条を加える。〕

（一般投資家に含まれない者）

第百二十五条の二 〔同上〕

第四款 電子募集取扱業務に関する特則

第百四十六条の二 金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

〔2・3 略〕

4 法第四十三條の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第四百四十九條 法第四十四條の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七條第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔1・2 略〕

二 〔略〕

〔2・3 同上〕

4 法第四十三條の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第四百四十九條 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔1・2 同上〕

二 〔同上〕

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第一百七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔(1)・(2) 略〕

〔二〇五 略〕

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇十三 略〕

〔号を削る。〕

十四 〔略〕

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五十条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

〔(1)・(2) 同上〕

〔二〇五 同上〕

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第五十三条 〔同上〕

〔一〇十三 同上〕

十四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

十五 〔同上〕

〔2〕4 略〕

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕七 略〕

〔号を削る。〕

八〕 略〕

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

〔一〕十七 略〕

十八 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 略〕

〔2〕3 略〕

（説明書類の記載事項）

〔2〕4 同上〕

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条 〔同上〕

〔一〕七 同上〕

八〕 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

九〕 〔同上〕

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 〔同上〕

〔一〕十七 同上〕

十八 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 〔同上〕

〔2〕3 同上〕

（説明書類の記載事項）

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第十三号までに掲げる事項

ホ 「略」

「二〜五 略」

(業務に関する帳簿書類)

第八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

「一〜四 略」

五 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 「略」

「2〜4 略」

(説明書類の縦覧)

第八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、

第七百七十四条 「同上」

一 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第十二号までに掲げる事項

ホ 「同上」

「二〜五 同上」

(業務に関する帳簿書類)

第八十一条 「同上」

「一〜四 同上」

五 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 「同上」

「2〜4 同上」

(説明書類の縦覧)

第八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、

別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。次項において同じ。）の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一 当該金融商品取引業者の所在地に係る部分

二 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

2 「略」

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

「一五 略」

六 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 「略」

2 「略」

（廃業等の公告等）

第二百五条 法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時

別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 「同上」

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 「同上」

「一五 同上」

六 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 「同上」

2 「同上」

（廃業等の公告等）

第二百五条 法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時

事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。））により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う金融商品取引業者等は、第七十一条第四項各号に掲げる場合を除き、法第五十条の二第六項の規定による掲示の内容を当該金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔2〕4 略〕

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の五 法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号の三により作成した説明書類又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の四第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一 当該特例業務届出者又は金融商品取引業者等の住所又は所在地に係る部分

二 国内における代表者又は国内における代理人の状況のうち住所

事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。））により行うものとする。

〔2〕4 同上〕

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の五 法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号の三により作成した説明書類又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の四第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

又は所在地に係る部分

三 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

〔2・3 略〕

(説明書類の縦覧)

第二百四十六条の三十五 法第六十三条の十二第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の八により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書(次に掲げる部分を除く。

第三項において同じ。)の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一 当該海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者の住所又は所在地に係る部分

二 国内における代表者の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

〔2・3 略〕

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

(説明書類の縦覧)

第二百四十六条の三十五 法第六十三条の十二第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の八により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

(掲示すべき標識の様式等)

第二百六十五条 「略」

2|| 金融商品仲介業者は、法第六十六条の八第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融商品仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 法第六十六条の八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品仲介業者である旨

二 登録番号

三 所属金融商品取引業者等の商号又は名称

4|| 法第六十六条の八第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 そのウェブサイトがない場合

附 則

(説明書類の縦覧)

第五十七条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第

(掲示すべき標識の様式)

第二百六十五条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

附 則

(説明書類の縦覧)

第五十七条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第

五十五条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

- 一 当該移行期間特例業務届出者の住所又は所在地に係る部分
- 二 国内における代表者の状況のうち住所又は所在地に係る部分
- 三 株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

〔2・3 略〕

五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

